平成２２年（フ）第３８９号
新潟市中央区出来島１丁目９番27号
債務者　五十嵐雄二
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１３号
新潟市西区新通南２丁目14番２号
債務者　平山　浩太
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１４号
新潟市西区新通南２丁目14番２号
債務者　平山百合江
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８９６号
愛知県春日井市上条町６丁目3710番地10　ロイヤルビィレッジアルプス101号
債務者　石川　義弘
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０１８号
愛知県半田市住吉町２丁目176番地の２
債務者　坂口　治昭
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２１７号
名古屋市昭和区広路町字雲雀ヶ岡１番地　イトーピア八事雲雀ヶ岡1301号
債務者　津村はるみ
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２６２号
愛知県半田市乙川源内林町２丁目６番地　ヴィラージュ乙川203号
債務者　成田　　巖
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３０１号
名古屋市北区清水２丁目10番５号　レジデンスアービジョン４Ｃ号
債務者　井上　　学
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３１８号
名古屋市熱田区二番２丁目26番２―505号　二番荘
債務者　野々垣登巳子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３３９号
愛知県弥富市栄場２丁目189番地　コーポ丸喜102
債務者　木村　秀範
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４３０号
名古屋市瑞穂区密柑山町１丁目91番地の１　サンハイツ陽明105号
債務者　尾関　惠子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５９号
香川県高松市香川町川東上636番地39
債務者　木村　浩伸
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２８９号
香川県さぬき市鴨庄3069番地２
債務者　池田エミ子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６３号
鹿児島県南九州市川辺町高田1638、住民票上の住所鹿児島県南九州市知覧町郡4630番地78　公営ウッドタウン13号
債務者　畠中龍太郎
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第６４８号
仙台市泉区鶴が丘１丁目３番地の18
債務者　佐々木　伸
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９４６号
仙台市泉区向陽台２丁目５番35号
債務者　高沢　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３５号
宮城県塩竈市梅の宮20番７号
債務者　田口　理絵
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０８号
仙台市若林区伊在字西田29番地の２　11―12　Ｂ６－１Ｌ
債務者　佐々木一彦
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係